

評議員会決議事項

事項	内 容	議決数	
		過半数	議決に加わることができる評議員の3分の2
法人運営	定款の変更		○
	法人の解散		○
	従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止	○	
	内部管理体制の整備	○	
	臨機の措置		○
役員 の 解任・ 選任等 (報酬基準含む)	役員、監査人の選任	○	
	役員（監事に限る）の解任		○
	役員（監事以外）の解任	○	
	理事の報酬	○	
	監事の報酬	○	
	重要な役割を担う職員の選任及び解任	○	
財務・ 計画・ 報告	重要な財産の処分及び譲り受け	○	
	多額の借財	○	
	事業計画及び収支予算書等の承認	○	
	事業報告、計算関係書類及び財産目録の承認	○	
	基本財産の処分		○
	残余財産の処分	○	
	会計書類の基準	○	
その他	社会福祉充実計画の承認	○	
	役員等の責任の免除（すべての免除）	×	×
		総評議員の同意による	
	役員等の責任の免除（一部の免除）		○
	公益事業の運営に関する事項		○
	収益事業の運営に関する事項		○
	事業執行に必要な規則、規程の制定及び改廃	○	
その他評議員会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項	○		

理事会決議事項

事項	内容	議決数	
		過半数	3分の2
法人運営	法人の業務執行の決定	○	
	定款の変更		○ (理事総数の3分の2)
	法人の解散		○ (理事総数の3分の2)
	評議員会の日時及び場所、目的である事項の決	○	
	評議員会の招集	○	
	理事会の招集権者とする	○	
	定款細則の決定	○	
	従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止	○	
	内部管理体制の整備	○	
	競業及び利益相反取引の制限	○	
	臨機の措置		○ (理事総数の3分の2)
役員・職員等の選任	会長の選定・解職	○	
	重要な役割を担う職員の選任及び解任	○	
財務・計画・報告	重要な財産の処分及び譲り受け	○	
	多額の借財	○	
	事業計画及び収支予算書等の同意		○ (理事総数の3分の2)
	事業報告、計算関係書類及び財産目録の承認	○	
	基本財産の処分		○ (理事総数の3分の2)
	残余財産の処分	○	
	資産の管理	○	
	会計書類の基準	○	
その他	社会福祉法第45条の20第4項に規定する責任の免除	○	
	公益事業の運営に関する事項		○ (理事総数の3分の2)
	収益事業の運営に関する事項		○ (理事総数の3分の2)
	その他理事会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項	○	
	その他重要な業務執行に関する事項及び事務事業の執行に必要な基本的な規則、規程の制定及び改廃	○	